

(c)(1) 大統領対がん評価委員会 (President's Cancer Panel) (以下、本条において「委員会」という)を設置する。委員会は、教育、経験、及び経歴の点で、全米がん対策事業を評価することに格段の資格を有する者で、大統領が任命する 3 名をもって構成するものとする。委員会の構成員のうち少なくとも 2 名は、卓越した科学者又は医師となるものとする。

(2)(A) 委員会の構成員の任期は 3 年とする。ただし、(i)当初任命される構成員のうち 2 名については、任命時の大統領の指定により、うち 1 名の任期は 1 年、もう 1 名の任期は 2 年とする。また、(ii)前任者の任期満了前の欠員を補充するために任命された構成員の任期は、その前任者の任期の残余の期間とする。

(B) 大統領は、構成員のうち 1 名を、1 年の任期をもって議長に指名するものとする。

(C) 委員会の各構成員は、委員会に帰属する職務の現実の履行に従事する日数毎に(移動日を含む)、一般職給与表 GS-18 等級の年間基本給の一日相当額を受ける権利を有する。また、合衆国法典第 5 編 5703 条(b)項に基づく旅費(日当を含む)を支給されるものとする。

(3) 委員会は、議長の招集により開催される。ただし、その回数は、1 年当たり 12 回以上とする。委員会の各会合の議事について速記録が作成され、議長は、その速記録を公開するものとする。

(4) 委員会は、本条に基づく全米がん対策事業の策定及び執行のモニタリングを行い、直接大統領に報告するものとする。当事業の迅速な執行に遅滞及び障害がある場合には、直ちにそれを大統領に報告するものとする。委員会は、当事業に関する定期的な進捗状況報告書、当事業の効果に関する年次評価、及び改善のために提案を大統領に提出するとともに、大統領の指示に応じた他の報告書を提出するものとする。委員会は、大統領の求めに応じて、国立がん研究所長任命の候補者のリストを、大統領の考慮のために提出するものとする。

(国立がん研究・実証センター (National Cancer Research and Demonstration Centers))

第 408 条

(a) 国立がん研究所長は、がん関連の先進的診断・治療方法に関する臨床的な研究、教育訓練、及び実証のための、新しい 15 のセンターの設置を定める権限を与えられる。それらのセンターは、本条(b)項又は適用される他の法律の規定に基づいて支援を受けることができる。

(b) 国立がん研究所長は、国立衛生研究所長の定める方針に従い、全米がん対策諮問委員会との協議の後、公的又は民間の非営利団体・機関との間で、がん関連の先進的診断・治療方法に関する臨床的な研究、教育訓練、及び実証のための、既存又は新設のセンター(本条(a)項に基づいて設置されるセンターを含むがそれに限らない)の計画、設置、強化、及び基本的運営維持、のための費用の全部又は一部を負担する内容の協同契約 (cooperative agreements) を締結する権限を与えられる。この協同契約を支

持するために本項に定める連邦政府の支出は、(1)建設（405 条に基づく制限は適用されない）、(2)人件費等の基本運営経費（研究に必要とされる患者の医療費を含む）、(3)教育訓練（関連医療従事者のための教育訓練を含む）、(4)実証目的、のために用いることができる。ただし、（建設のための支援以外の）本項に基づく支援は、センター当たり年 500 万ドル以下とする。本条に基づくセンターに対する支援は、3 年以下の期間で行うことができる。さらに、国立がん研究所長は、国立がん研究所長が設置する適切な科学的審査組織によるセンター運営の審査の後、3 年以下の期間に限りこの支援を延長することができる。

（がん対策事業（Cancer Control Program））

第 409 条

- (a) 国立がん研究所長は、がんの診断、予防及び治療において、州等の衛生部局と協力するために必要とされる事業を策定するものとする。
- (b) 本条を実施するため、1972 年 6 月 30 日に終わる会計年度について 2 千万ドル、1973 年 6 月 30 日に終わる会計年度について 3 千万ドル、1974 年 6 月 30 日に終わる会計年度について 4 千万ドルの予算配分が認められる。

（国立がん研究所長の権限）

第 410 条

国立がん研究所長は、（全米がん対策諮問委員会との協議の後）全米がん対策事業の実施におけるその職務の遂行のために、この法律の他の規定に関わらず、次の権限を与えられる。

- (1) 全米がん対策諮問委員会の承認を条件として、科学又は医療に学識経験を有する専門家又はコンサルタントを、50 人を限度として、雇用すること（合衆国法典第 5 編 3109 条に従う。ただし、雇用の日数又は期間に関する同条の制約は受けない）。
- (2) がんセンター、研究所、研究等に必要な施設・設備、及び関連する必要設備、及び他の財産（特許権を含み、物的財産・人的財産を問わない）で研究所長が必要と考えるもの、を取得、建設、改良、修理、運営、維持すること。1877 年 3 月 3 日の法律（Act of March 3, 1877 (40 U.S.C. 34)）に関わらず、共通役務庁長官（Administrator of General Services）を通じて、コロンビア特別区又は同区に隣接する地域の建造物又は建造物の一部を、10 年を限度として、国立がん研究所の使用のために、賃借その他の方法により取得すること。
- (3) 研究所長がその職務に関して助言を受けるのが望ましいと考える、民間人及び連邦、州及び地方公共団体の公務員から構成される諮問委員会を設置すること。
- (4) 対価支払いの有無に関わらず、他の連邦、州又は地方の公的機関の役務、設備、職員、情報及び施設を、その同意を得て使用すること。
- (5) 自発的かつ無償の役務を受けること。
- (6) 役務、金銭又は財産（物的財産、人的財産、複合財産、有体財産、無体財産を

問わない) の無条件贈与又は寄付を受けること。

(7) その職務の遂行に必要な限り、合衆国現行制定法集 (Revised Statutes of the United States) 3648 条及び 3709 条 (31 U.S.C. 529, 41 U.S.C. 5) に関わらず、公的機関、個人、企業、社団、法人、教育機関と、契約、賃貸借、協同契約又はその他の取引を結ぶこと。

(8) 全米的及び国際的に、国立がん研究所と、他の科学、医学、及び生物医学の学界・学会との間における、科学的知識・情報の流通及び交換のためのすべての経路が維持されることを確保するよう必要な措置を講じること。

(科学的審査；報告書)

第 410A 条

(a) 国立がん研究所長は、規則により、その権限下のすべての研究補助金及び研究事業に対する適正な科学的審査を、(1)国立衛生研究所内に設置され、連邦の職員でない科学・疾病の分野の科学者・専門家を主たる構成員とする、可能な限りの適正性を有する同僚審査グループ (peer review groups) を用いることにより、及び、(2)適切な場合には、全米がん対策諮問委員会及び国立衛生研究所長の承認を得て、必要とされる他の公的な同僚審査グループを設置することによって、規定するものとする。

(b) 国立がん研究所長は、各暦年の終了後できるかぎり速やかに、全米がん対策諮問委員会と協議の上で、前年の全米がん対策事業の活動内容、進捗状況、及び成果に関する報告書、及び次の 5 年間の事業の計画書を作成し、連邦議会への報告のため、大統領に提出するものとする。

(全米がん対策諮問委員会 (National Cancer Advisory Board))

第 410B 条

(a) 国立がん研究所内に、次の 23 名により構成される全米がん対策諮問委員会 (以下、本条において「委員会」という) を設置する。

(1) 厚生長官、科学技術庁長官 (Director of the Office of Science and Technology) , 国立衛生研究所長、退役軍人局 (Veterans' Administration) 医務官長 (又はその指名する者) , 及び、国防長官 (Secretary of Defense) により指名された医務官は、職務上当然に委員会の構成員になるものとする。

(2) 大統領が任命する 18 人の構成員。

任命による委員会構成員のうち、科学者又は医師は 12 名以下とし、一般を代表する者は 8 名以下とする。委員会に任命される科学者及び医師は、がんの研究、診断、治療、又はその関連領域において著名な科学又は医学の代表的権威者の中から任命されるものとする。任命による委員会構成員は、すべて、その教育、経験、経歴に基づいて、国立がん研究所の事業の評価に特に適任の者から任命されるものとする。

(b)

(1) 任命による構成員の任期は 6 年とする。ただし、任命時の大統領の指定により、

当初任命された構成員のうち、6名の任期は2年、別の6名の任期は4年とする。

(2) 前任者の任期満了前の欠員を補充するために任命された構成員の任期は、その前任者の任期の残余の期間とする。任命による構成員は再任の資格があり、また、その後任者が就任するまでの間、任期の満了後も職にとどまることができる。

(3) 委員会における欠員はその活動に影響しない。また、委員会の定足数は12名とする。

(4) 委員会の設置により、既存の全米がん諮問評議会は廃止される。任命による評議会構成員で本条の施行日に在任する者は、その時点での任期の残余期間、又は大統領が定めるより短い期間、委員会の追加構成員として職にとどまるものとする。

(c) 大統領は、任命による構成員のうち1名を、2年の任期をもって議長に指名するものとする。

(d) 委員会は、国立がん研究所長又は議長の招集により開催される。ただし、その回数は、1年当たり4回以上とする。委員会は、国立がん研究所長に対し、全米がん対策事業に関する助言及び援助を行うものとする。

(e) 国立がん研究所長は、研究所の職員1名を、委員会の事務局長 (**Executive Secretary**) の職に指名するものとする。

(f) 委員会は、委員会が全米がん対策事業の計画及び活動を調査するために適切と考える公聴会を開催し、証言を録取し、適切と考える日時場所において会議を開き議決することができる。

(g) 委員会は、毎年1月31日までに、全米がん対策事業の目標達成に向けての進捗状況に関する報告書を、連邦議会への報告のため、大統領に提出するものとする。

(h) 委員会の構成員のうち、合衆国の職員又は被用者以外の者は、委員会の職務の履行に従事する日数（移動日を含む）毎に、一般職給与表 **GS-18** 等級の現行年間給与の一日相当額を超えない額での報酬を受けるものとする。また、すべての構成員に対し、自宅又は通常の勤務地から離れて従事する期間について、合衆国法典第5編 5703条により連邦政府に非常勤で雇用される者に認められるのと同様の旅費（実費に代わる日当を含む）の支給を認めることができる。

(i) 国立がん研究所長は、委員会がその活動を行うために必要とする職員、情報、その他の援助を、委員会に提供するものとする。

（歳出の承認）

第410C条

本節（第409条を除く）を実施するため、1972年6月30日に終わる会計年度について4億ドル、1973年6月30日に終わる会計年度について5億ドル、1974年6月30日に終わる会計年度について6億ドルの予算配分が認められる。

(b)(1) 公衆衛生総局法第402条を改正し、その末尾の次に、次を加える。

(b) 国立がん研究所長は、国立衛生研究所長が承認した手続きに従い、がんの研究又

は教育訓練のために、この法律に基づく次の金額の補助金を承認することができる。

- (1) 科学的価値についての適切な審査の後（第 403 条(c)項が規定する全米がん対策諮問委員会による審査及び推薦は必要としない）、3 万 5 千ドル以下の金額
 - (2) 科学的価値についての適切な審査、及び、第 403 条(c)項が規定するがん対策諮問委員会による承認の推薦を受けた後、3 万 5 千ドルを超える金額。
- (2) 同法第 402 条を、さらに次のように改正する。
- (A) 「第 402 条」のすぐ後に「(a)項」を挿入する。
- (B) 各(a), (b), (c), (d), (e), (f), (g)号を、各(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7)号と表記を変える。
- (3) 同法 403 条(c)項を改正し、「実施する場合には」を、「第 402 条(b)項の規定に基づく場合を除き、実施する場合には」に改める。

(連邦議会への報告)

第 4 条

- (a) 大統領は、公衆衛生総局法第 4 編 A 節により設置される全米がん対策事業の目的の最も迅速な達成を確保するために、本事業実施（諮問評議会及び同僚グループ審査の手続を含む）の執行過程すべての評価を行うものとする。大統領は、この法律の施行日から 1 年以内に、同評価の結果、同事業の実施を推進するためにとられた措置、必要とされる法改正の勧告、を内容とする報告書を、連邦議会に提出するものとする。
- (b) 大統領は、全米がん対策事業において、即座・迅速な支援を必要とするが、通常の予算配分による歳出を利用できない研究開発を速やかに実施するため必要とされる追加的予算配分（権限の追加を含む）を、連邦議会に対し、遅滞なく要求するものとする。

(大統領による任命)

第 5 条 公衆衛生総局法第 4 編を改正し、F 節の次に、次の新しい節を加える。

G 節 行政組織関連規定

(研究所の所長)

第 454 条 国立衛生研究所長及び国立がん研究所長は、大統領により任命されるものとする。第 407 条(b)項(9)号の規定に基づく場合を除き、国立がん研究所長は、国立衛生研究所長に対し直接報告をするものとする。

(関係法律の改正)

第 6 条

- (a)(1) 公衆衛生総局法第 217 条を改正し、(A) (a)項中の「全米がん諮問評議会」をすべて削除し、(B) (a)項及び(b)項中の「がん」を削除する。
- (2) 同法第 301 条(d)項、第 301 条(i)項、第 402 条及び第 403 条(c)項を改正し、各々の「全米がん諮問評議会」を「全米がん対策諮問委員会」に改める。

(3) 同法第 403 条(b)項を改正し、「全米がん諮問評議会」を「全米がん対策諮問委員会」に改める。

(4) 同法第 404 条を改正し、

(A) (a)項の前の「評議会」を「全米がん対策諮問委員会」に改め、

(B) 同条の見出しの「評議会」を「委員会」に改める。

(施行期日)

第 7 条

(a) この法律及びこの法律による法律改正は、この法律の成立の日から 60 日後、又は、大統領が定め連邦政府官報に告示するこの法律の成立の日の後のより早い日から施行する。

(b) (この法律の第 5 条により追加される) 公衆衛生総局法第 454 条の前段は、((a)項が定める) この法律の施行の日の後になされる任命に関するものに限って適用する。

(c) (a)項の規定に関わらず、(この法律により追加される公衆衛生総局法第 410B 条により承認された) 全米がん対策諮問委員会の構成員は、この法律の成立の日の後いつでも、同条の規定に従って任命することができる。これらの構成員は、その就任の最初の日から、第 410B 条が定める金額の報酬を受けるものとする。

1971 年 12 月 23 日承認。

(翻訳 = 藤原 淳美・丸山 英二)

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
丸山 英二	個人情報保護法	分子細胞治療	4巻 5号	67-70	2005
増成 直美	医療における患者の個人情報保護システムの法 理論的検討——ドイツがん登録法を素材として	法の理論	24巻	95-116	2005
甲斐 克則	ドイツにおける地域がん登録の法制度について ——バイエルン州モデルを中心に	比較法学	39巻 1号	49-66	2005